

# 水素貯蔵上限緩和特例許可取得へ向けた 現状の検討状況と今後の取組みについて

**福島県**

商工労働部 次世代産業課

**浪江町**

産業振興課 新エネルギー推進係

# 取組の背景・概要

## ○検討背景

- 福島県は、2023年7月の「福島新エネ社会構想実現会議」で策定された「加速化プラン」に基づき、**水素社会実現に向けて取り組む。**
- その中で、**特区において、水素サプライチェーン構築に向けて、水素を「ためる」という観点から、必要な規制合理化に取り組む。**

## ○取組概要

- 浪江駅周辺整備事業において水素を活用したエリア整備を計画。
- **用途地域（第一種住居地域）であるため、建築基準法に基づき圧縮水素の貯蔵量上限が350Nm<sup>3</sup>に制限され、必要量（7,000Nm<sup>3</sup>）の水素貯蔵が困難。**
- **特例許可を受けるために必要な保安基準等を検討し、用途地域内の圧縮水素の貯蔵量上限規制を緩和することで、水素の大規模民生利用のきっかけとしたい。**

## ○（参考）県の取組全体像

「つくる」 値差支援制度を活用した供給拠点整備及び需要家開拓（国：R7～）

地方創生交付金を活用したバイオマス由来水素製造（県：R7～16）

「はこぶ」 輸送設備導入や配送費用に対して補助（県：R7～）

**「ためる」 特区を活用した貯蔵量上限規制の合理化（今回の取組）**

「つかう」 水素利活用機器導入に対して補助（県：R7～）



# 水素貯蔵施設配置図の考え方・各設備イメージ

## 障壁/防火壁

新技術基準（案）に基づき整備



## 防音壁

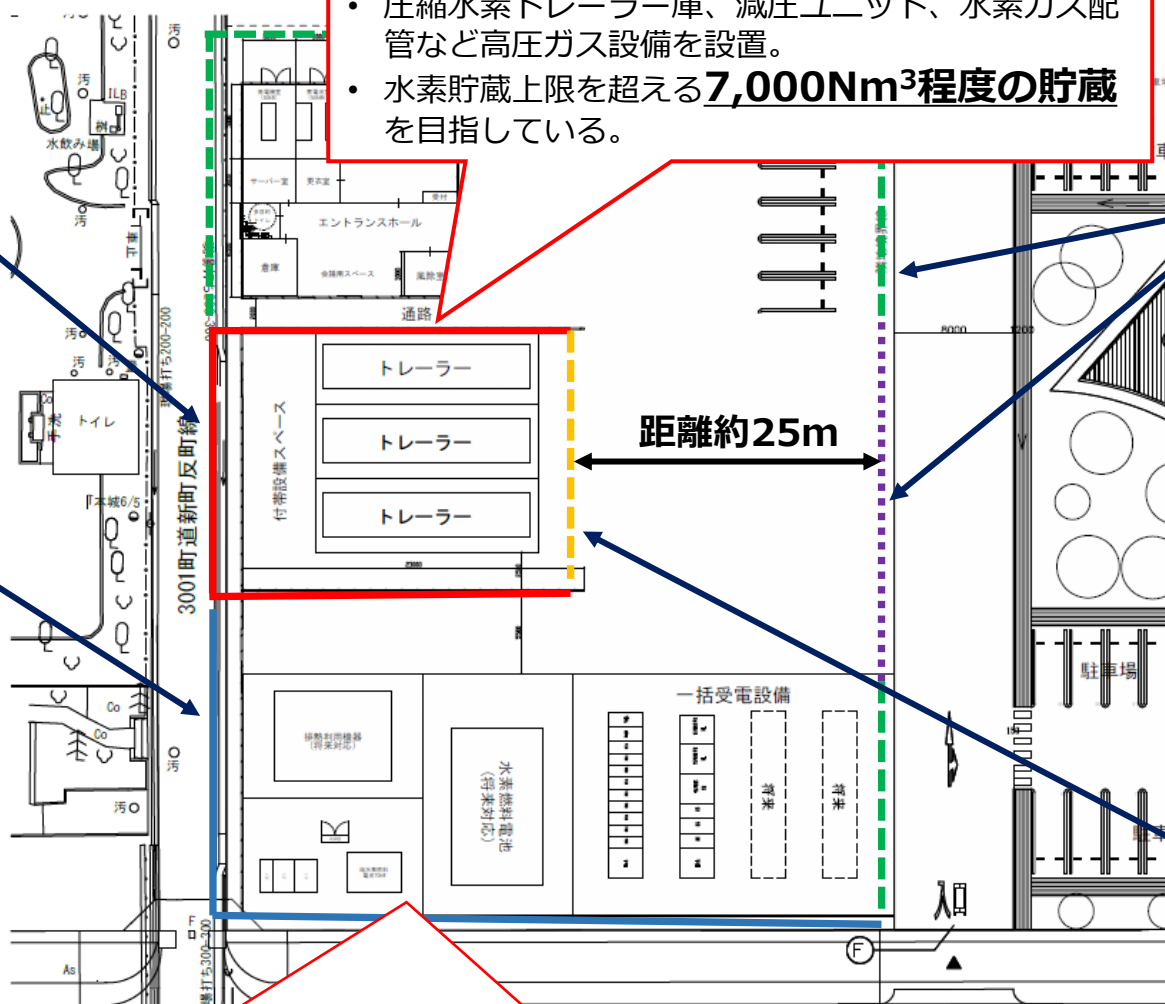
環境基本法第16条第1項  
騒音規制法



凡 例	
	障壁
	フェンス
	蛇腹ゲート
	チェーンゲート
	防音壁

## 【① 水素受入れ・貯蔵機能】

- ・ 圧縮水素トレーラー庫、減圧ユニット、水素ガス配管など高圧ガス設備を設置。
- ・ 水素貯蔵上限を超える**7,000Nm<sup>3</sup>程度の貯蔵**を目指している。



## チェーンゲート及びフェンス

敷地内の不特定多数の者への安全対策  
(自主的保安)



フェンス



チェーンゲート

## 防火壁除外範囲

車両及び容器の搬出口



## 【② 水素消費（電気・熱エネルギー生成）機能】

- ・ 燃料電池・水素CGS等による水素由来エネルギーを生成し、各施設に供給する。  
(低圧ガス設備)
- ・ ピーク時には**450Nm<sup>3</sup>/h程度の水素消費量**を見込んでいる。**(現行の貯蔵量上限 (350Nm<sup>3</sup>) では水素供給オペレーションが困難)**

# 今後の展望

- 2026年度に建築審査会で特例認可を取得するため、協議を重ねながら、実施設計を行う。その後、2027年度、2028年度の2力年で建築工事を実施し、2028年度末の運用開始を目指す。

	FY2026									FY2027	FY2028								
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4~3	4~12			1	2	3			
実施設計	■																		
建築審査会事前協議	■																		
建築審査会							■												
建築工事										■									
運用開始																	■		

- さらに、県として、浪江町の取り組みをはじめ、水素社会の実現に向けた取り組みを県全域に普及・拡大。

浪江町での特区としての取組がリーディングケースとなり  
幅広く活用できる規制合理化につながることを期待。

効率的な水素の運用方法、サプライチェーンを構築  
全国に先駆けた水素利活用モデルを提示

## 【参考】 特例許可取得に向けた安全基準の考え方

- 今年度の経済産業省・国土交通省において開催された検討会での技術基準に関する議論の内容に準拠し、特例許可取得を行う。

	設備等	技術基準（案）	整備方針
①	障壁	容器置場・貯蔵設備と敷地内の商業施設等の不特定多数の者が往来・滞留する場所との間には障壁を設置すること。	技術基準（案）に基づいて整備
②	防火壁	消費施設の周囲（車両の出入口であり、容器の搬入出に必要な道路に面する箇所等を除く。）には、貯蔵設備等と敷地境界との間に高さ2メートル以上の防火壁を設け、または同等以上の措置を講ずること。	技術基準（案）に基づいて整備
③	隔離距離	貯蔵設備等の外面から敷地境界に対して8.5メートル以上の距離、又はこれと同等以上の距離を講ずること。 ※40MPa超～89Mpa以下の場合：8メートル 40MPa以下の場合：6メートル	技術基準（案）に基づいて整備
④	立入防止措置	容器置場等に、不特定多数の者が立ち入らないよう、貯蔵容器等の設備等の付近に不特定多数の者の立ち入りが想定される場合は、フェンス等を設置することが望ましい。	技術基準（案）に基づいて整備

- 上記に加え、環境基本法や騒音規制法に基づく措置を行うことで、敷地外に影響を及ぼさないよう施設整備を行う。